

# 買収防衛策の導入と株式併合の概要について

---

2007年5月

五洋建設株式会社

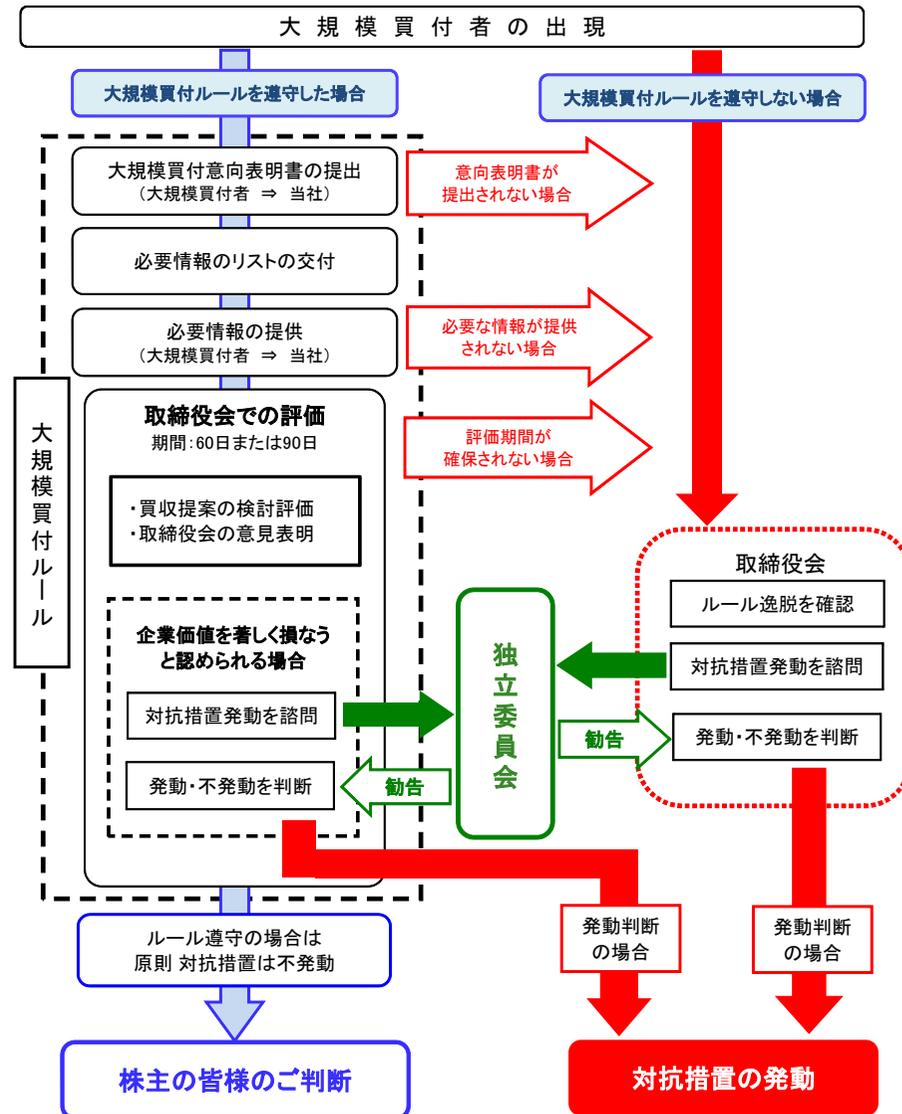
# (ご参考)買収防衛策の概要

## ■背景

- ・わが国でも敵対的買収事案が増加
- ・建設業も近い将来、本格的な再編時代の到来が予想される  
⇒防衛策導入企業の増加(07/5/16現在316社、みずほ信託銀行調べ)

## ■当社が導入した買収防衛策の概要

- 目的: 突然の買収行為に対する備え(時間的猶予の確保)
  - ・「買収提案に対する判断権者は株主様であり、経営者ではない」との前提に立ち、株主様が適切な判断をできるように、買収者に必要な情報を提供させるとともに、取締役会が対応策を検討し、代替案を提示する時間的な猶予を確保することが目的
- 大規模買付ルール
  - ①大規模買付者(議決権割合20%以上の取得を意図する者)には取締役会に対して意向表明書を事前提出してもらう。
  - ②取締役会は大規模買付者に必要かつ十分な情報の提供を求める。
  - ③大規模買付行為は、取締役会による一定の評価期間経過後に開始されるものとする。
- 買収防衛策(対抗措置)の発動
  - ・大規模買付者が買収ルールを守れば原則対抗措置を発動しない。
  - ・例外的に対抗措置を発動する場合(企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合)
    - ①グリーンメーラー、②焦土化経営を行う目的、③資産流用目的、④一時的な高配当や高値売り抜け目的、⑤強圧的二段階買収、⑥買付条件等が不適切、⑦企業価値毀損の恐れ、⑧反社会的・公序良俗に反する買付者
- 独立委員会の設置: 取締役会の恣意性を排除するため  
社外取締役1名、社外監査役2名の3名で構成
- 防衛策の有効期間:  
5/18取締役会で導入決議・発効(～6/28株主総会終結の時)  
6/28株主総会承認後、3年間(～2010年の株主総会まで)



【大規模買付行為が開始された場合のフロー】

# (ご参考) 買収防衛策の基礎知識

## ■ 買収防衛策の発動が認められるケース

①グリーンメーラー	真に、会社経営に参加する意思がないにも関わらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を引き取らせる目的の場合
②焦土化目的	会社を一時的に支配して当該会社の経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、顧客などを、買収者やそのグループ会社に移すことを目的とする場合
③資産流用目的	会社の資産を、買収者やそのグループ会社の債務の担保や返済原資として流用する予定の場合
④高配当・高値売り抜け目的	不動産や有価証券などの高額資産を処分させ、その利益一時的に高配当させたり、高配当による株価の急上昇の際に、株を売り抜ける目的の場合
⑤強圧的二段階買収	最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うこと

※①～④東京高裁4類型、⑤買収防衛策指針(経産省・法務省)

## ■ 敵対的買収者の類型

	フィナンシャル・バイヤー	ストラテジック・バイヤー
プレーヤー例	投資ファンド、ヘッジファンド	同業他社(国内・海外)等の事業会社
目的	キャッシュリターンを増やす	自社の株価を上げる
買収対価	現金	現金、株式(三角合併、株式交換等)
シナジー	なし	あり
ターゲット例	「割安な会社」 ・PBR<<1 ・運用資産・処分可能資産が多い ・キャッシュフローが安定的で潤沢 ・コスト削減余地が大きい ・ノンコア事業を抱えている	「いい会社」 ・戦略的シナジーのある企業 ・水平統合メリット ・垂直統合メリット ・技術的補完、新規分野
	バイアウト型、アクティビスト型、グリーンメーラー型	経営権取得型、影響力取得型

## ■ 有事の防衛策

増配	株価を高めることにより買収コストを上げることから財務内容の良い会社にとっては効果的である。ただし、買収者の持株比率を下げる効果はない。
ホワイトナイトによる対抗的TOB等	被買収会社に協力する友好的な第三者に、対抗的TOB、友好的M&A、第三者割当増資の引受先となること等により敵対的買収者に対抗すること。結果的にホワイトナイトの傘下にはいることになるが有効な方策である。
第三者に新株あるいは新株予約権の割当	左表のような買収防衛策が認められる買収者に対しては有効。ただし、第三者割当増資をする場合には有利発行か否かが問題になる。また、時価発行の場合でも訴訟に発展する可能性が大きい。なお、当社の防衛策では、新株予約権の無償割当を具体的な対抗措置として例示している。
防戦的自社株買い	財源的制約から取得できる数量に限度があり、また、買収者の持株比率を下げるものではないので、有効とは考えられない。
逆買収(バックマン・ディフェンス)	被買収企業が敵対的買収者を逆に買収する方法。非公開会社には使えない。
クラウンジュエル(焦土作戦)	自社の保有する優良資産を売却や営業譲渡によって社外に出して自社の価値を下げる方法。ただし、企業価値を毀損させることになるので取締役の責任を問われるリスクが高い
ゴールデンパラシュート	敵対的買収で経営陣が解雇された場合、巨額の退職金を支払う契約をあらかじめ結ぶこと。会社の価値を低下させるのが目的。
(参考) 公開買付(TOB)(Take Over Bid)	ある株式会社の経営権の取得などを目的に、買い付け期間・買い取り株数・価格を公告して、不特定多数の株主から株式市場外で株式を買い集める制度。なお、買付対象会社の取締役会の賛同を得ないで、買収者が公開買付を行うことを敵対的TOBという。

# (ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更(1)

## ■ 株式併合

- 目的: 敵対的買収防衛策の実効性を高めること
  - ・新株予約権の発行は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合の有力な対抗措置の一つ
  - ・しかるに、当社の発行済株式総数は、491,527,820株であり、発行可能株式総数599,135,000株に対して、新株予約権発行の余地がない。
  - ・解決策として、①発行可能株式総数の拡大、②株式の併合が考えられるが、防衛策として新株予約権を発行した場合の希薄化ならびに1株当たり利益の水準を考慮すると、②の株式併合を単元株式数の変更を併せて実施することが株主価値と株主の権利を毀損しないという観点から妥当。
- 併合の方法: 2株を合わせて1株とする  
 ただし、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には一括して売却し、端数が生じた株主に対して、その売却代金を端数の割合に応じて分配。  
 (平成19年5月18日現在の株式状況を前提とした場合)
  - ・発行済株式総数 491,527,820株
  - ・併合する株式数 491,527,820株
  - ・併合による減少株式数 245,763,910株
  - ・併合後の発行済株式総数 245,763,910株
- 株式併合の日程(予定)
  - 平成19年6月28日 定時株主総会(株式併合に関する決議)
  - 平成19年6月29日 株券提出公告
  - 平成19年7月 2日～8月7日 株券提出期間
  - 平成19年8月 1日～8月6日 株式売買手続停止措置
  - 平成19年8月 7日 株式併合効力発生日
  - 平成19年10月4日 新株券交付開始日
- 株式併合の条件
  - 6月28日開催予定の定時株主総会で特別決議による承認

## ■ 単元株式数の変更

- 目的:
  - ・株式併合に伴い株主の権利(議決権行使)や株式市場における投資の利便性・流動性にできるだけ影響を及ぼすことのないよう、株式併合の効力発生と同時に、単元株式数を変更
- 変更の内容
  - 単元株式数を1,000株から500株に変更
- 変更予定日: 平成19年8月7日(併合の効力発生日)
- 変更の条件
  - 6月28日開催予定の定時株主総会で、株式併合議案ならびに単元株式数の変更に関する定款変更(特別決議)の承認

### (参考)

- Q: 株式併合による影響は?
- A: 株式併合により当社の資産や資本の変更はない。  
 株式数は2分の1に減少するが、1株当たりの価値は2倍に増加。  
 理論的には株式の資産価値に変更はない。  
 単元株式数も半分になるので、議決権の個数に変更はない。

	併合前		併合後
持株数	1,000株	→	500株
発行済株式総数	4.92億株	→	2.46億株
持株割合	$\frac{1,000株}{4.92億株}$	=	$\frac{500株}{2.46億株}$
議決権の個数	1個	→	1個
取引所売買単位	1,000株	→	500株

- Q: 新たなエクイティファイナンスを実施する予定は?
- A: 買収防衛策以外の目的の新株予約権等の発行は考えていない。

## (ご参考) 株式併合及び単元株式数の変更(2)

### (よくあるご質問)

- Q: 株式併合による売買停止期間とはなにか？  
A: 証券取引所において旧株式と新株式の売買の切り替えを行うため、取引を停止するものです。今回の株式併合に伴う売買停止期間は平成19年8月1日(水)から平成19年8月6日(月)の間となります。また、売買の再開については、平成19年8月7日(火)からとなります。
- Q: 株券が家にあるが、持っている株券はどうなるのか？  
A: 現在発行している株券は平成19年8月7日(火)をもって無効となりますので、平成19年7月2日(月)～平成19年8月7日(月)までに株券をお送りいただく必要がございます。  
また、既に株券を証券保管振替機構に預託されている場合は、特に必要な手続きはございません。  
平成21年1月に実施予定の株券の電子化に伴い、それまでには  
お手持ちの株券を証券保管振替機構に預託して頂くこととなりますので、この機会に証券会社にて口座を開設し、株券を証券保管振替機構に預託することをお勧めいたします。
- Q: 証券会社に株券を預けている場合、株主個人として必要な手続きはあるのか？  
A: 証券会社の保護預かりにいれている場合は、株券提出書をお取引証券会社に持参し、ご相談ください。
- Q: インターネット内で取引しているのですが、株主個人として必要な手続きはあるのか？  
A: 株券を証券保管振替機構に預託されている場合は、特に必要な手続きはございません。平成19年8月7日に自動的に変更され、通常のお取引が可能です。ご不明な点がございましたら、お取引

証券会社にご相談ください。

- Q: 証券保管振替機構に預けているのですが、株主個人として必要な手続きはあるのか？  
A: 株券を証券保管振替機構に預託されている場合は、特に必要な手続きはございません。8月7日(火)に自動的に変更され、通常のお取引が可能です。
- Q: 単元未満株式となる場合は、どうなるのか？  
A: 単元未満株式については、当社にお売りいただく方法がございます。その手続きについては、当社の名義書換代理人のみずほ信託銀行 証券代行部(電話:フリーダイヤル 0120-288-324)で承っております。

### (ご参考とお願い)

株式併合により当社の資産や資本の変更はございませんので、株式数は2分の1に減少しますが、当社株式1株当たりの価値は2倍に増加するため、理論的には、各株主様の保有する株式の資産価値に変更はございません。

また、当社株式の単元株式数も2分の1に変更いたしますので、各株主様の議決権の個数に変更はございません。

株主・投資家の皆様におかれまして、売買停止期間(4営業日)が発生いたしますが、株式併合の趣旨を十分にご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細な手続きにつきましては、6月28日の定時株主総会で承認決議後、当社ホームページに掲載するとともに、平成19年3月末時点の株主の皆様には、郵送でもご案内する予定です。